

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋ストームドレンサンプポンプの自動停止用レベルスイッチに接点動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	G III	
2	1号機	原子炉給水ポンプ入口母管の配管肉厚測定において、測定配管の一部分に管理値外れが認められたため、当該配管部を修理	G III	
3	1号機	原子炉格納容器冷却海水系の海水供給配管に設置されている圧力計検出元弁の点検において、弁棒の径変化部に腐食が認められたため、当該弁棒を修理	G III	
4	1号機	原子炉格納容器冷却海水系の海水供給配管に設置されている海水入口弁の点検において、弁棒の径変化部及び弁箱と弁蓋接続部のガスケット着座面に腐食、並びに弁座シート面のステライト盛金部に剥離が認められたため、当該弁を修理	G III	
5	1号機	中性子計測系局部出力領域モニタ用検出器の点検において、信号ケーブルの被覆に損傷が認められたため、当該部を修理	G III	
6	1号機	中性子計測系中間領域モニタのケーブル接続部品の点検終了後、「原子炉スクラム（B系）」「中間領域モニタ高／高高チャンネル15～18」等を示す警報が発生したため、当該モニタの計装品を点検・調査及び対応検討	G III	
7	1号機	原子炉格納容器冷却海水系の海水出口配管に設置されている逆止弁の点検において、弁座シート面のステライト盛金部に剥離が認められたため、当該部を修理	G III	
8	5号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機用空気冷却器の排水配管に設置されているドレントラップに動作不良（開固着）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	G III	
9	6号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、点検担当者が当該クレーン用電源しゃ断器の操作禁止表示札の解除を確認せずに当該しゃ断器を操作したため、対応検討	G II	
10	6号機	プロセス計算機設備に「周辺機器故障」を示す警報が発生したため、当該機器の制御回路を点検・修理	G III	
11	集中環境施設	ろ過水供給系の系統入口圧力測定用電気式圧力変換器の点検において、出力値不良が認められたため、当該圧力変換器を修理	G III	
12	集中環境施設	補給水系洗浄水供給ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、フレキシブル電線管接続部に破損（ひび割れ：5mm程度のもの3箇所）が認められたため、当該部を修理	G III	
13	その他	電子メール送信に際し、メールアドレスの誤入力によるセキュリティ対策（暗号化等）未実施のメールを社外へ誤送信したため、対応検討	G II	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	その他	海生物処理設備前処理装置の洗浄排水供給ポンプ（A、B）廻りの配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
15	その他	「不適合管理システム」への不適合報告情報の登録段階において、「分類コード」の認識不足等による分類コードデータの登録漏れ及び入力された分類コードに誤りが散見されたため、対応検討	G II	